

■ 気象警報発表時等における保育の実施について【第4版】

～ 幼稚園版～

(令和4年12月1日から適用)

□ 避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合

午前7時の時点で発令されている場合	臨時休園とします。
登園前 / 登園中に発令された場合	臨時休園とします。 登園を見合わせて、安全な場所に避難を開始してください。
登園後(保育中)に発令された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※被害の状況等によっては、警戒レベル3以上の発令が解除された後も、各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 防災気象警報(暴風警報・暴風雪警報・特別警報(大雪・大雨・暴風・暴風雪))が発表された場合

午前7時の時点で発表されている場合	臨時休園とします。
登園前 / 登園中に発令された場合	臨時休園とします。 登園を見合わせて、安全な場所に避難を開始してください。
登園後(保育中)に発表された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※大雪を要因とする特別警報の指標としては、「50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合」が想定されています。

※その他の警報(大雨・洪水・大雪警報等)が発表された場合については、原則、通常保育を行います。各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 震度5弱以上の地震が発生した場合

登園前 / 登園中に発生した場合	臨時休園とします。
登園後(保育中)に発生した場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※翌日以降の保育の実施については、施設の点検や安全確認を行った上で判断をします。休園等の措置を行う場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。